

橋渡し人材のスキル認定の基準（案）

平成〇年〇月〇日

サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・
各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定

1 はじめに

「橋渡し人材のスキル認定の基本的な考え方」（平成 29 年 9 月 5 日サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定）に基づき、橋渡し人材のスキル認定を行うための全府省庁共通の基準を次のように決定する。

2 スキル認定の区分

橋渡し人材のスキル認定は、橋渡し人材として職務を遂行するために必要となるセキュリティ・ITに係る知識及び一定の職務経験を有する者に対し行うものとし、認定に係る役職段階等に応じ、「係員スキル認定」、「係長スキル認定」、「課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定」及び「課長補佐（情報セキュリティ担当）スキル認定」に区分するものとする。

3 スキル認定の基準

スキル認定は、下記（1）及び（2）の要件を満たした者に対して行うことができるものとする。

（1）業務経験

次に掲げるスキル認定の区分に応じ、次に定める経験を有すること。なお、業務のイメージを示せば、下表のとおり。

ア 係員スキル認定 行政機関、民間企業等における情報セキュリティの確保若しくは情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案若しくはこれらと併せて行われる業務の運営の改善及び効率化に関する事項についての企画及び立案に関する業務並びに関係業務（以下「情報システムに係る企画等業務」という。）又は情報システムに係る設計、構築、

保守若しくは運用に関する業務（以下「情報システムに係る運用等業務」という。）に通算して2年以上従事した経験

イ 係長スキル認定 係員又は係長級で情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して2年以上従事した経験

ウ 課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定及び課長補佐（情報セキュリティ担当）スキル認定 係長級又は課長補佐級で情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して3年以上従事した経験

表 業務のイメージ

- PMO業務・PMO相当業務（政府全体・府省庁内・部局内の情報システムの統括、電子政府の取組の推進等）
- PJMO業務中、特に情報システム及び情報セキュリティに係る業務（業務要件の定義、調達仕様書の作成、意見招請の実施、受入テスト計画書の作成、業務のモニタリングの実施、運用事業者作業の実績把握・確認、障害・災害発生時対応等）
- 情報セキュリティ計画、関連規程の策定と改定及び監査の業務
- 情報セキュリティ機能の管理・脆弱性対策及び事案対処の業務

（2）研修の修了

次に掲げるスキル認定の区分に応じ、次に定める区分（別紙第1から第3までに定める区分をいう。以下同じ。）の研修を修了し、又は各種資格等を有していること。なお、スキル認定に必要な研修の修了は、別紙1に掲げる総務省行政管理局が実施する情報システム統一研修（以下「統一研修」という。）の修了を基本とし、統一研修と同等以上として認められるものとして別紙2及び別紙3に掲げる各府省庁独自の研修の修了又は各種資格等の保有をもって代えることができるものとする。

ア 係員スキル認定 A (①)、A (②)、B (①)、B (②) 及びB (③)

イ 係長スキル認定 A (①)、A (②)、B (①)、B (②)、B (③)、C (①)、C (②) 及びC (③)

ウ 課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定 A (①)、A (②)、B (①)、B (②)、B (③)、C (①)、C (②)、C (③)、D 1 - p 1、D 1 - p 2、D 1 - p 3、D 2 - p 1 及びD 2 - p 2

エ 課長補佐（情報セキュリティ担当）スキル認定 A（①）、A（②）、
B（①）、B（②）、B（③）、C（①）、C（②）、C（③）、D1-s1
及びD2-s1

4 経過措置

本基準を決定する時点で既に相当の業務経験を有し、橋渡し人材の中核としての即戦力の働きが期待されるセキュリティ・IT人材を可及的速やかに橋渡し人材が着任すべきポストに着任させ、同人材の育成を速やかに進めて行くため、平成32年3月31日までの間は、上記3の記載にかかわらず、次の（1）又は（2）の要件を満たす課長補佐級職員に対しては、課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定を、（1）又は（3）の要件を満たす課長補佐級職員に対しては課長補佐（情報セキュリティ担当）スキル認定を、それぞれ行うことができるものとする。

- （1）課長補佐級で情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して5年以上従事した経験を有する者
- （2）係長級又は課長補佐級で情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して3年以上従事した経験を有し、かつ、D1-p1、D1-p2、D1-p3、D2-p1及びD2-p2の区分の研修を修了し、又は各種資格等を有する者
- （3）係長級又は課長補佐級で情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して3年以上従事した経験を有し、かつ、D1-s1及びD2-s1の区分の研修を修了し、又は各種資格等を有する者

スキル認定の要件となる統一研修

区分	A (①)	A (②)	B (①)	B (②)	B (③)	C (①)	C (②)	C (③)	D 1 - p 1	D 1 - p 2	D 1 - p 3	D 2 - p 1	D 2 - p 2	D 1 - s 1	D 2 - s 1
29 年度	電子政府基礎	情報システム入門	プロジェクト管理基礎 (プロジェクト管理で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ管理、情報セキュリティ技術、情報セキュリティ運用又は情報セキュリティに関するeラーニング(NISC実施)で代替可能。)	情報システム新任者	ネットワーク基礎 (ネットワーク技術で代替可能。)	データベース基礎 (データベース技術で代替可能。)	情報セキュリティ管理	プロジェクト管理	システム監査	システム運用・保守	業務の見直しと調達の計画	IT調達と発注管理	情報セキュリティ技術	情報セキュリティ運用
28 年度	電子政府基礎	情報システム入門(共通キャリア・スキルフレームワークレベル1)	プロジェクト管理(基礎) (プロジェクト管理で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ(管理)、情報セキュリティ(技術)又は情報セキュリティに関するeラーニング(NISC実施)で代替可能。)	情報システム新任者	ネットワーク基礎 (ネットワーク技術で代替可能。)	データベース技術	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)	プロジェクト管理	システム監査	システム運用・保守	業務の見直しと調達の計画	IT調達と発注管理	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)
27 年度	電子政府基礎	情報システム入門(共通キャリア・スキルフレームワークレベル1)	プロジェクト管理(基礎) (電子政府I(プロジェクト管理)で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ(管理)又は情報セキュリティ(技術)で代替可能。)	電子政府(情報システム新任者)	ネットワーク基礎 (ネットワーク技術で代替可能。)	データベース技術	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)	電子政府I(プロジェクト管理)	-	電子政府III(システム運用及び保守)	電子政府II(システム調達-調達の計画)	電子政府II(システム調達-提案依頼・契約)	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)
26 年度	電子政府基礎	情報システム入門(共通キャリア・スキルフレームワークレベル1)	プロジェクト管理(基礎) (電子政府I(プロジェクト管理)で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ(管理)又は情報セキュリティ(技術)で代替可能。)	電子政府(情報システム新任者)	ネットワーク基礎 (ネットワーク技術で代替可能。)	データベース技術	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)	電子政府I(プロジェクト管理)	-	電子政府III(システム運用・保守)	電子政府II(システム調達-調達の計画)	電子政府II(システム調達-提案依頼・契約)	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)
25 年度	情報化施策基礎	-	プロジェクト管理(基礎) (プロジェクト管理(PMO)又はプロジェクト管理(PJMO)で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ(管理)又は情報セキュリティ(技術)で代替可能。)	PMO/PJMO(情報システム担当)新任者 (PMO/PJMO構成員(情報システム担当)基礎で代替可能。ただし、平成27年度以降の電子政府基礎の修了が条件。)	ネットワーク基礎 (ネットワーク技術で代替可能。)	データベース技術	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)	プロジェクト管理(PMO) (プロジェクト管理(PJMO)で代替可能。)	-	-	調達管理(調達計画)	調達管理(提案依頼・契約)	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)	情報セキュリティ(管理)及び情報セキュリティ(技術)

区分	A (①)	A (②)	B (①)	B (②)	B (③)	C (①)	C (②)	C (③)	D 1 -p 1	D 1 -p 2	D 1 -p 3	D 2 -p 1	D 2 -p 2	D 1 -s 1	D 2 -s 1
24 年度	情報化施策 基礎	—	プロジェクト管理基礎 (プロジェクト管理 (PMO) 又はプロジ ェクト管理 (PJM O) で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ (管理) 又は情報セキ ュリティ (技術) で代 替可能。)	PMO/PJMO (情 報システム担当) 新任 者 (PMO/PJMO構 成員 (情報システム担 当) 基礎で代替可能。 ただし、平成 27 年度 以降の電子政府基礎の 修了が条件。)	ネットワー ク基礎 (ネットワ ーク技術で 代替可能。)	データベー ス技術	情報セキュ リティ (管 理) 及び情 報セキュリ ティ (技 術)	プロジェク ト管理 (P MO) (プロジェ クト管理 (PJMO) で代替 可能。)	—	—	調達管理 (調達計 画)	調達管理 (提案依 頼・契約)	情報セキュ リティ (管 理) 及び情 報セキュリ ティ (技 術)	情報セキュ リティ (管 理) 及び情 報セキュリ ティ (技 術)
23 年度	情報化施策 基礎	—	プロジェクト管理 (基 礎) (プロジェクト管理 (PMO) 又はプロジ ェクト管理 (PJM O) で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ (管理) 又は情報セキ ュリティ (技術) で代 替可能。)	PMO/PJMO新任 者 (PMO/PJMO構 成員基礎で代替可能。 ただし、平成 27 年度 以降の電子政府基礎の 修了が条件。)	ネットワー ク基礎 (ネットワ ーク技術で 代替可能。)	データベー ス技術	情報セキュ リティ (管 理) 及び情 報セキュリ ティ (技 術)	プロジェク ト管理 (P MO) (プロジェ クト管理 (PJMO) で代替 可能。)	—	—	調達管理 (調達計 画)	調達管理 (提案依 頼・契約)	情報セキュ リティ (管 理) 及び情 報セキュリ ティ (技 術)	情報セキュ リティ (管 理) 及び情 報セキュリ ティ (技 術)
22 年度	情報化施策 基礎	—	プロジェクト管理基礎 (プロジェクト管理 (PMO) 又はプロジ ェクト管理 (PJM O) で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ (管理) 又は情報セキ ュリティ (技術) で代 替可能。)	PMO/PJMO新任 者 (PMO/PJMO構 成員基礎で代替可能。 ただし、平成 27 年度 以降の電子政府基礎の 修了が条件。)	ネットワー ク基礎 (ネットワ ーク技術で 代替可能。)	データベー ス技術	情報セキュ リティ (管 理) 及び情 報セキュリ ティ (技 術)	プロジェク ト管理 (P MO) (プロジェ クト管理 (PJMO) で代替 可能。)	—	—	調達管理 (調達計 画)	調達管理 (提案依 頼・契約)	情報セキュ リティ (管 理) 及び情 報セキュリ ティ (技 術)	情報セキュ リティ (管 理) 及び情 報セキュリ ティ (技 術)
21 年度	情報化施策 1A (電子 政府関連)	—	プロジェクト管理 I (プロジェクト管理 II で代替可能。)	情報セキュリティ I (情報セキュリティ II 又は情報セキュリティ III で代替可能。)	PMO/PJMO新任 者	ネットワー ク基礎 (最新情報 技術 (ネット ワーク) で代替可 能。)	最新情報技 術 (デー タベース)	情報セキュ リティ II 及 び情報セキ ュリティ III	プロジェク ト管理 III (プロジェ クト管理 II で代替可 能。)	—	—	調達管理 II	調達管理 III	情報セキュ リティ II 及 び情報セキ ュリティ III	情報セキュ リティ II 及 び情報セキ ュリティ III

スキル認定の要件となる各府省庁独自の研修

区分	A (①)	A (②)	B (①)	B (②)	B (③)	C (①)	C (②)	C (③)	D 1 - p 1	D 1 - p 2	D 1 - p 3	D 2 - p 1	D 2 - p 2	D 1 - s 1	D 2 - s 1
総合課程 情報ネットワーク・セキュリティ基礎研修 (国土交通省)	○			○	○	○		○							
総合課程 情報システム調達管理研修 (国土交通省)	○		○		○							○	○		
航空保安大学校航空電子科研修 (国土交通省)		○				○									
航空交通管制技術職員基礎研修 (国土交通省)		○				○									
システム専門官基礎研修 (国土交通省)	○	○	○	○	○		○	○	○					○	
ISAD プロジェクトマネジメント特別研修 (国土交通省)			○						○						
ISAD セキュリティ特別研修 (国土交通省)				○				○						○	

スキル認定の要件となる各種資格等

※ 平成13年以降のいずれかの試験に合格していることを要件とする。

区分	A (①)	A (②)	B (①)	B (②)	B (③)	C (①)	C (②)	C (③)	D 1 - p 1	D 1 - p 2	D 1 - p 3	D 2 - p 1	D 2 - p 2	D 1 - s 1	D 2 - s 1
ITパスポート試験		○													
情報セキュリティマネジメント試験		○	○	○											
基本情報技術者試験		○	○	○											
応用情報技術者試験		○	○	○		○	○	○							
ITストラテジスト試験		○	○	○		○	○	○							
システムアーキテクト試験		○	○	○		○	○	○							
プロジェクトマネージャ試験		○	○	○		○	○	○	○		○				
ネットワークスペシャリスト試験		○	○	○		○	○	○						○	
データベーススペシャリスト試験		○	○	○		○	○	○							
エンベデッドシステムスペシャリスト試験		○	○	○		○	○	○							
ITサービスマネージャ試験		○	○	○		○	○	○	○		○				
システム監査技術者試験		○	○	○		○	○	○		○					
情報セキュリティスペシャリスト試験→情報処理安全確保支援士試験（法律の規定に基づき経済産業大臣が試験合格者と同等以上の能力を有すると認めた場合を含む。）		○	○	○		○	○	○						○	